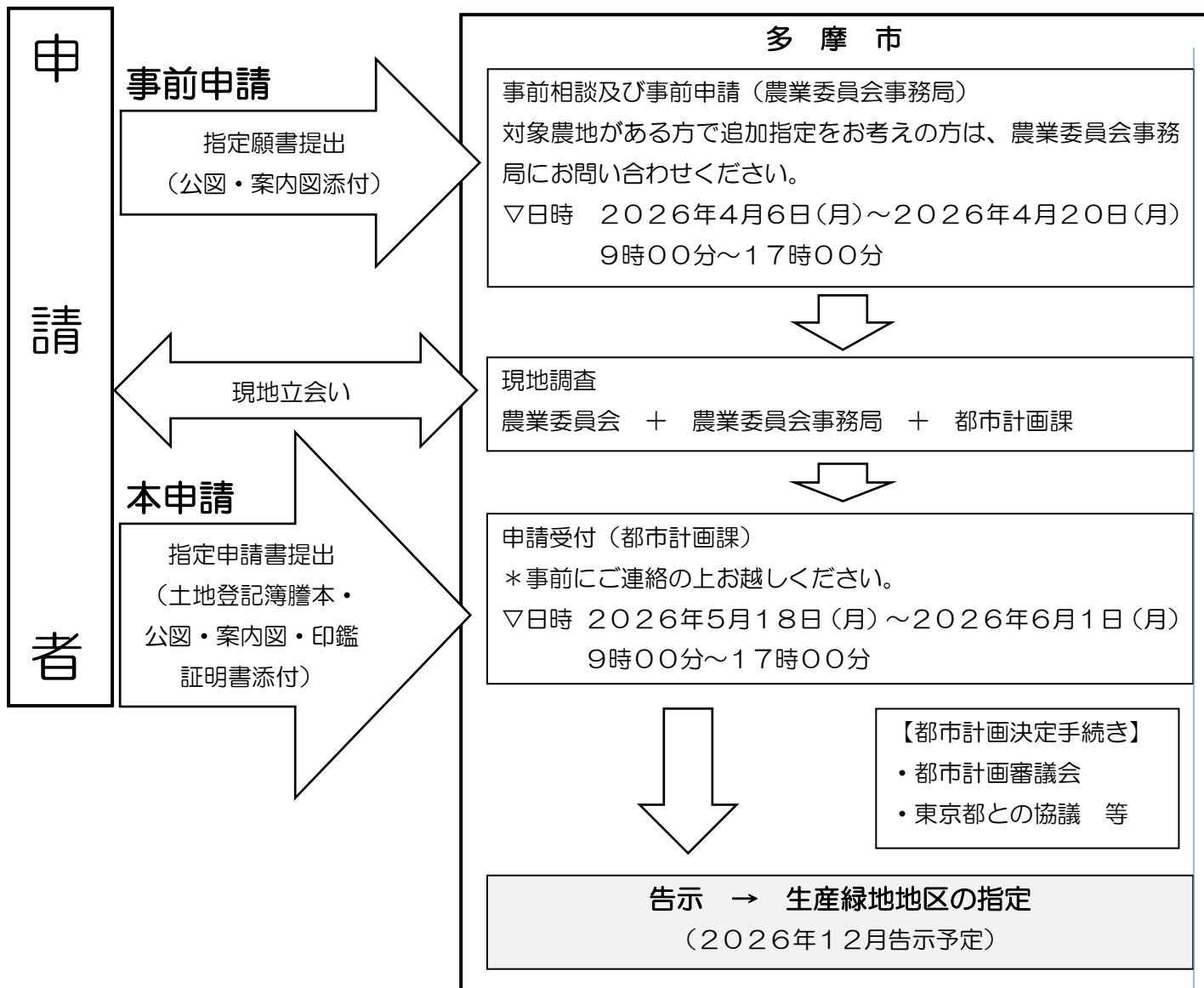


生産緑地地区の追加指定の募集

生産緑地地区の指定の募集を開始いたします。令和8年度の募集日程は下記のとおりです。

生産緑地地区指定手続きの流れ



生産緑地地区指定要件について

指定要件の詳細については、裏面にお示しいたしましたので、ご一読のほどよろしくお願ひいたします。ご不明点やご質問がありましたら、多摩市都市計画課計画担当までお問い合わせください。

【問い合わせ】

多摩市都市計画課計画担当(市役所東庁舎2階) ☎042-338-6856

多摩市農業委員会事務局(市役所第二庁舎2階) ☎042-338-6848

生産緑地地区の指定要件について

生産緑地地区に追加指定するためには、主に次の①～③の要件があります。要件の詳細については、多摩市都市計画課計画担当にお問い合わせください。

① 面積に関する要件

- ・物理的に一体的かつ地形的なまとまりを有した、300㎡以上の農地等の一団のものの区域が対象です。
- ・300㎡に満たない場合でも、おおむね100㎡以上あり、おおむね800m以内にある他の農地等と合わせて300㎡以上の生産緑地となるのであれば、対象となります。

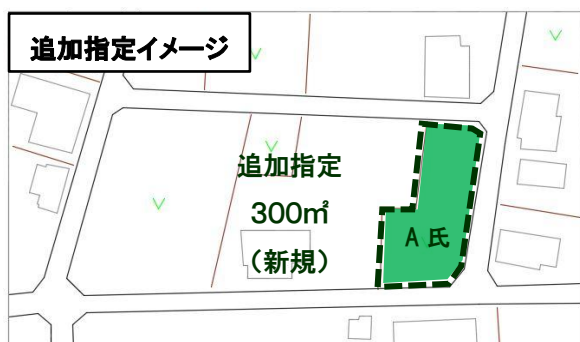
② 農業の継続性に関する要件

- ・用排水その他の状況を勘案して、農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであることが必要です。
- ・30年以上の農業経営等の継続が期待できるものであることが必要です。

③ その他の要件

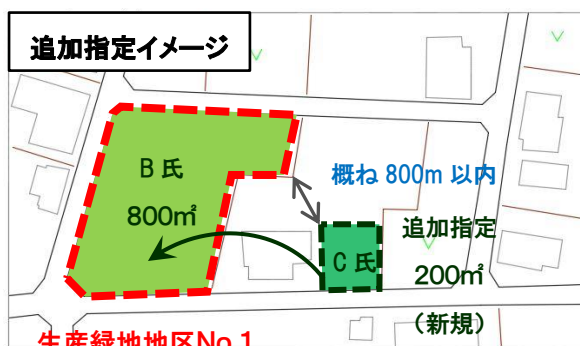
- ・指定する農地等は、筆単位であることが必要です。

【追加指定の例】



【追加指定イメージ】

A氏の農地は、物理的に一体的な地形的まとまりを有している300㎡以上の農地であり、その他生産緑地の指定要件を満たしていれば、追加指定が可能です。



【追加指定イメージ】

C氏の農地は、物理的に一体的な地形的まとまりを有している300㎡以上の農地ではありませんが、おおむね100㎡以上の面積があり、最も隣接する農地等の距離がおおむね800m以内（生産緑地地区No.1）にあります。したがって、その他生産緑地の指定要件を満たしていれば、追加指定が可能です。

800㎡⇒1000㎡